

建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律要綱

第一 基本方針

一 國土交通大臣は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならないものとすること。
（第四条第一項関係）

二 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとすること。

- 1 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項
- 2 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項
- 3 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項
- 4 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項
- 5 第二の一の都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要な事項
（第四条第二項関係）

第二 都道府県耐震改修促進計画等

一 都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図

るための計画（以下「都道府県耐震改修促進計画」という。）を定めるものとすること。

（第五条第一項関係）

二 都道府県耐震改修促進計画においては、次に掲げる事項を定めるものとすること。

- 1 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標
- 2 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項
- 3 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項
- 4 建築基準法第十条第一項から第三項までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項
- 5 その他当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

（第五条第二項関係）

三 都道府県は、二の2に掲げる事項に、次に掲げる事項を記載することができるものとすること。

- 1 建築物が地震によつて倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する建築物の耐震診断及び耐震改

修の促進を図ることが必要と認められる場合における、当該耐震診断及び耐震改修の促進を図るべき建築物の敷地に接する道路に関する事項

2 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（以下「特定優良賃貸住宅法」という。）第三条第四号に規定する資格を有する入居者をその全部又は一部について確保することができない特定優良賃貸住宅を活用し、認定建築物である住宅の耐震改修の実施に伴い仮住居を必要とする者（同号に規定する資格を有する者を除く。以下「特定入居者」という。）に対する仮住居を提供することが必要と認められる場合における、特定優良賃貸住宅の特定入居者に対する賃貸に関する事項

3 二の1の目標を達成するため、当該都道府県の区域内において独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）又は地方住宅供給公社（以下「公社」という。）による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施が必要と認められる場合における、機構又は公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項

（第五条第三項関係）

四 市町村は、基本方針及び都道府県耐震改修促進計画を勘案して、当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画を定めるよう努めるものとすること。（第五条第七項関係）

第三 特定建築物に係る措置

一 特定建築物に、次に掲げる建築物を追加するものとすること。

1 火薬類、石油類その他政令で定める危険物であつて政令で定める数量以上のものの貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物

2 地震によつて倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物であつて、その敷地が第一の三の1により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接するもの

（第六条関係）

二 所管行政庁による指示の対象となる特定建築物に、次に掲げる特定建築物のうち、地震に対する安全性の向上を図ることが特に必要なものとして政令で定めるものであつて政令で定める規模以上のものを追加するものとすること。

1 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する特定建築物

2 1の1に掲げる特定建築物

（第七条第二項関係）

三 所管行政庁は、所管行政庁による指示を受けた特定建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかつたときは、その旨を公表することができるものとすること。 （第七条第三項関係）

第四 建築物の耐震改修の計画の認定の対象の拡大

建築物の耐震改修の計画の認定の対象となる工事に、柱の径又は壁の厚さを増加させること等により建築物の延べ面積を増加させる増築、形状の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）を伴わない改築等の工事を追加するものとすること。

（第八条第三項関係）

第五 建築物の耐震改修に係る特例

一 第二の二の2により都道府県耐震改修促進計画に特定優良賃貸住宅の特定入居者に対する賃貸に関する事項を記載した都道府県の区域内において、特定優良賃貸住宅法第五条第一項に規定する認定事業者は、特定優良賃貸住宅の全部又は一部について特定優良賃貸住宅法第三条第四号に規定する資格を有する入居者を国土交通省令で定める期間以上確保することができないときは、特定優良賃貸住宅法の規定にかかわらず、都道府県知事（地方自治法第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市又は同法第二百五十二条の一十二第一項に規定する中核市の区域内にあつては、当該指定都市又は中核市の長）の

承認を受けて、その全部又は一部を特定入居者に賃貸することができるものとすること。

(第十三条関係)

二 第二の三の3により都道府県耐震改修促進計画に機構又は公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項を記載した都道府県の区域内において、機構又は公社は、委託に基づき、一定の建築物の耐震診断及び耐震改修の業務を行うことができるものとすること。

(第十四条及び第十五条関係)

第六 耐震改修支援センター

一 國土交通大臣は、建築物の耐震診断及び耐震改修の実施を支援することを目的として民法第三十四条规定により設立された法人その他営利を目的としない法人であつて、二の業務に関し一定の基準に適合すると認められるものを、その申請により、耐震改修支援センター（以下「センター」という。）として指定することができるものとすること。

(第十七条関係)

二 センターは、認定建築物である特定建築物の耐震改修に必要な資金の貸付けに係る債務の保証をすること、建築物の耐震診断及び耐震改修に関する情報及び資料の収集、整理及び提供を行うこと等の業務

を行うものとすること。

(第十九条関係)

三 センターについて、区分経理、指定の取消し等に關し、所要の規定を設けるものとすること。

(第二十条から第二十七条まで関係)

第七 その他

その他所要の改正を行うものとすること。

第八 附則

一 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとすること。
(附則第一条関係)

二 所要の経過措置を定めるものとすること。

(附則第二条から第四条まで関係)

三 その他所要の事項を定めるものとすること。

(附則第五条から第八条まで関係)